

Ⅲ 高病原性鳥インフルエンザについて

1. 高病原性鳥インフルエンザの概要

ポイント ・高病原性 → H5, H7

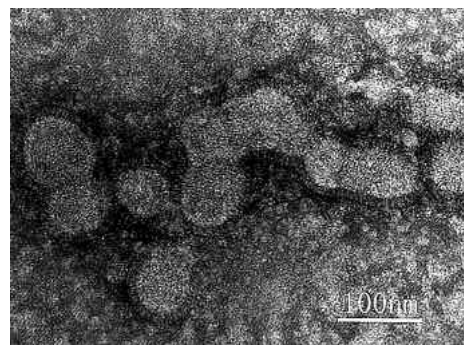
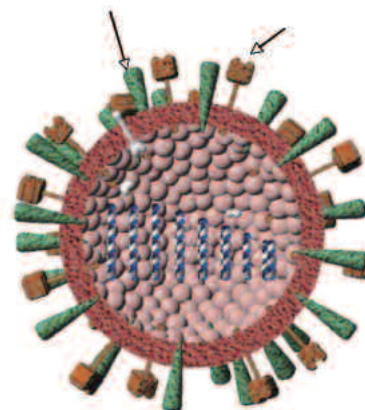
高病原性鳥インフルエンザは20世紀までは比較的稀な疾病で、わが国でも1925年に発生しただけでしたが、近年世界各地で発生するようになりました。カモなどの野鳥がウイルスを伝播した可能性が示唆されていて、わが国でも2004年以降頻発しています。高病原性鳥インフルエンザが発生すると、発生農場のみならず養鶏産業全体においても多大な被害が生じます。さらに近年のH5N1亜型ウイルスに代表されるようにヒトへの感染も危惧されます。このように高病原性鳥インフルエンザの防疫は公衆衛生上も最重要課題となっています。

鳥インフルエンザウイルスの抗原性に重要な蛋白として、ヘマグルチニン (HA) とノイラミニダーゼ (NA) が知られています。HAは16種類、NAは9種類に分類され、この2種類の蛋白質の組み合わせによって、分離されたウイルス株の血清型が決まります。

鳥インフルエンザウイルスは、鶏に対して高病原性と低病原性に分かれます。高病原性ウイルスはそのヘマグルチニン (HA) の型が5、または7に限られています。全てのH5、またはH7のウイルスが高病原性であるわけではありません。この病原性には分子生物学的にHAの開裂部位というところのアミノ酸配列が非常に重要であることが分かっています。

世界各地の水生鳥類、特に健康なカモ類から高率にウイルスが検出されることから、自然界における宿主はカモなどの水きん類と考えられています。水きん類から分離されるウイルスは低病原性であることがほとんどです。しかし、この水きん類に由来するウイルスが、家きん類に侵入し感染を繰り返している間に変異が生じ、その結果、病原性が高まったウイルス (高病原性鳥インフルエンザウイルス) が出現すると考えられています。これらを踏まえ、日本ではH5、またはH7亜型の鳥インフルエンザウイルス感染症は、病原性に関わらず行政的に殺処分による防疫が必要な疾病とされています。

ヘマグルチニン (HA, H1-16亜型) ノイラミニダーゼ (NA, N1-9亜型)



電顕像

図40 インフルエンザウイルスの構造

2. 高病原性鳥インフルエンザウイルスの疫学

ポイント ・ 鳥インフルエンザウイルスの国内侵入ルート

- 1) 輸入鳥類（家きん、愛がん鳥）
- 2) 渡りの水きん類、野鳥
- 3) 発生国からの家きんの肉、卵等
- 4) 海外の発生地からのヒト

これまでに確認されている主要な発生例を列挙しますと、米国（H5N2:1983）、メキシコ（H5N2:1993）、オーストラリア（H7N7: 1975、1976、1983、H7N3: 1992、1994、1997）、イタリア（H5N2: 1997、H7N1: 1999）、オランダ、ベルギー、ドイツ（H7N7: 2003）、香港（H5N1: 1997、2001、2002、2003）、パキスタン（H7N3: 2004）、北朝鮮（H7N7: 2005）等で発生がありました。2003～2004年には H5N1亜型による発生がアジアの諸国（日本、韓国、ベトナム、タイ、カンボジア、ラオス、インドネシア、中国、マレーシア）で確認されました。2005 年になっても中国や東南アジア数カ国では発生が続いており、2005年以降にはモンゴル、カザフスタン、ロシア、トルコ、ルーマニア、ナイジェリア、フランス、ドイツ、エジプト等で強毒のH5N1ウイルスによる渡り鳥等の野鳥での感染が確認されています。

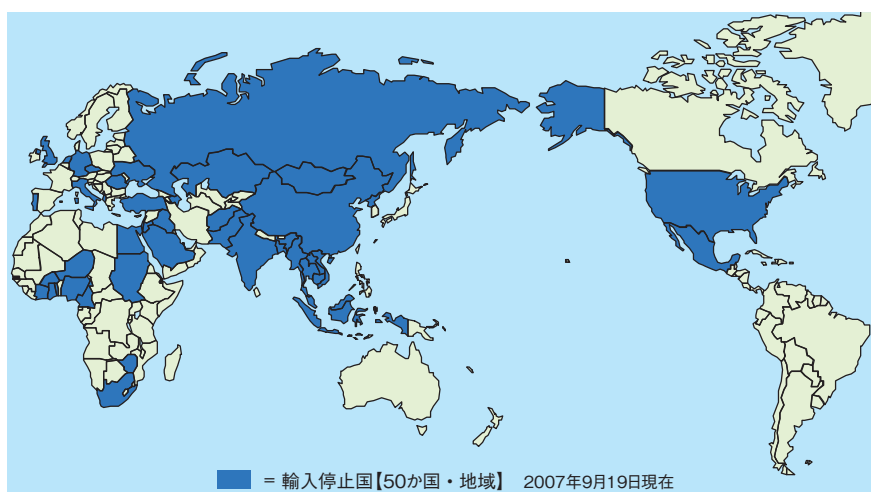


図41 世界における高病原性鳥インフルエンザの発生状況

わが国では1925年にH7N7亜型による高病原性鳥インフルエンザが千葉県で確認されています。しかし、2004年にH5N1亜型による高病原性鳥インフルエンザが山口県、大分県、京都府で確認されました。京都府の発生例では養鶏場周辺の死亡カラスからもウイルスが分離されました。この時のウイルスは韓国で流行したウイルスと遺伝的に極めて近縁であったことが分かっています。

翌2005年6月にはH5N2亜型による高病原性鳥インフルエンザが茨城県で確認されました。このウイルスは、鶏に高い致死率を示さず、感染した鶏はほとんど症状を示さないウイルスでした。分離ウイルスの性状解析の結果、茨城県で分離されたウイルスは遺伝子的に互いに近縁であるとともに、グアテマラやメキシコで分離報告されている株とも近縁で、由来は中米地域と推定されており、このウイルス株から作出された未承認ワクチンまたはウイルスそのものが持ち込まれ使用されたことは否定できません。

2007年1月13日には宮崎県宮崎郡清武町のブロイラー種鶏農場で、H5N1亜型による高病原性鳥インフルエンザの発生が再び確認されました。その後、1月25日に宮崎県日向市のブロイラー養鶏場、

1月29日に岡山県高梁市の採卵用養鶏場、2月1日に宮崎県児湯郡新富町の採卵用養鶏場で相次いで発生が確認されました。2007年分離されたウイルスは全てH5N1亜型の鶏に強い病原性を示す高病原性鳥インフルエンザウイルスでした。全ての発生は遺伝学的に非常に近縁のウイルスによるもので、2005年に中国の青海湖の野鳥から分離されたウイルスの系統であることが分かっています。なお、この系統のウイルスは2005年以降、モンゴル、ロシア、欧州、アフリカ、韓国等で野鳥または家きんからも分離されています。

ウイルスが海外からわが国へ侵入するルートとしては以下のようなものが考えられています。

- 1) 輸入鳥類（家きん、愛がん鳥等）を介して侵入するルート、
- 2) 渡りの水きん類や野鳥を介して侵入するルート、
- 3) 海外の発生国から肉や卵を輸入することによって侵入するルート、
- 4) 海外の発生地からヒトが持ち込むルート

輸入鳥類のルートでは、鶏等の家きんについては輸入検疫で監視されており、本病が発生した国からは生きた鳥類及びその肉や卵の輸入が停止されます。渡り鳥のルートは、鳥やそれらの糞との接触を避け、鶏群へ侵入しないよう注意する必要があります。また、鶏舎周辺には病原体を運び得る小動物、昆虫等が多いので、これらが鶏舎内に入らないよう注意する必要もあります。さらにヒトが履物や衣服等にウイルスを付けて持ち込まないように、発生地の農場等を訪問しないことも重要です。

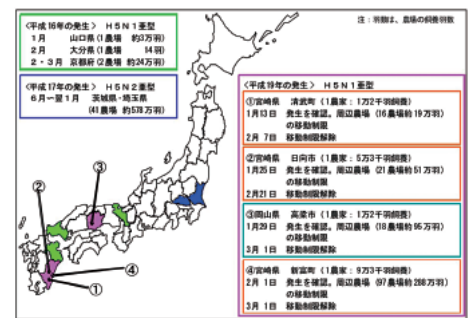


図42 国内における高病原性鳥インフルエンザ発生状況

2004年の西日本3県の発生では渡り鳥によってウイルスが運ばれた可能性があることが感染経路究明チームの報告書に記載されています。一方、2005年の茨城の発生では分離ウイルスが中南米で流行した株と近縁であったことから、渡り鳥の関与は否定的で、不活化の不十分な違法ワクチンの使用の可能性が指摘されています。2007年の発生については2004年と同様渡り鳥によってウイルスが運ばれた可能性があることが指摘されています。

3. 鳥インフルエンザの診断

(1) 症状

ポイント 高病原性鳥インフルエンザ

- ・ 肉冠や肉垂のチアノーゼ
- ・ 出血, え死
- ・ 顔面の浮腫
- ・ 産卵低下または停止
- ・ 神経症状, 下痢等
- ・ 高い死亡率



図43 2007年宮崎県初発例から分離されたウイルスの鶏実験感染例。沈うつ症状が観察される



図44 2007年宮崎県初発例から分離されたウイルスの鶏実験感染例。肉冠のえ死、肉垂のチアノーゼが観察される

(2) 病理学的所見

肉眼病変：諸臓器及び筋肉のうっ血，充出血及びえ死が主要な病変ですが，急死した場合、これらの病変が認められません。

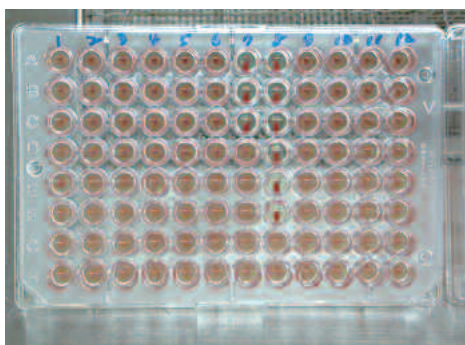
組織病変：感染ウイルスの病原性及び鶏の衛生状態等により様々ですが、主な組織病変として、脾臓，肺，心筋，骨格筋，脳，肉冠等の水腫，出血，巣状え死及び囲管性細胞浸じゅん等が報告されています。

(3) 病原・血清診断

これらの検査は各都道府県の家畜保健衛生所など、専門機関で実施されます。

疫学調査，臨床検査及び剖検で本病が疑われた発生例については，ウイルス分離・同定によって診断されます。高病原性鳥インフルエンザの場合、高致死性の伝染病であるニューカッスル病や家きんコレラ等との類症鑑別が重要となります。低病原性鳥インフルエンザの場合は、鶏パストツレラ症，鶏大腸菌症，伝染性気管支炎，頭部腫脹症候群等が類似した疾病として知られており、それらとの鑑別が必要となります。

ウイルス分離は気管，直腸スワブ，肺，脾臓及び腎臓等の材料を9～11日齢の発育鶏卵の尿膜腔内へ接種して行います。鳥インフルエンザウイルスは鶏の赤血球を凝集する性質（HA性）を示すことから、ウイルスが増殖した場合は、尿膜腔液のHA性が陽性になります。しかし、ニューカッスル病ウイルスもHA性を示すため、HA性陽性となった場合は、まず分離ウイルスがニューカッスル病ウイルスか否かを血清学的に判定する必要があります。ニューカッスル病ウイルスが否定された場合、鳥インフルエンザウイルスの可能性が高く、接種した発育鶏卵のしょう尿膜乳剤を抗原とした寒天ゲル内沈降反応を行い、沈降線形成を確認します。補助的に、ウイルス遺伝子の検出、あるいはヒトで用いられている市販のA型インフルエンザウイルスの抗原検出検査または遺伝子検出検査等も応用できます。発症または死亡鶏から鳥インフルエンザウイルスが確認された場合、さらに病原性判定試験、HA及びNA亜型判定試験（図45）等を行い、高病原性鳥インフルエンザウイルスであるかどうかを判定する必要があります。OIEでは、病原性判定基準（8羽の鶏に接種して6羽以上死亡など）を明示しており、わが国もこの基準に従っています。



HI試験

<赤血球凝集反応抑制試験>



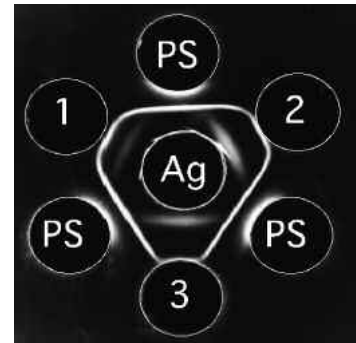
NI試験

(ノイラミニダーゼ活性抑制試験)

HI試験で抗H5血清（7,8列）で凝集が抑制され、NI試験で抗N1血清（1列）で発色が抑制されたことからH5N1と同定

図45 ウイルス亜型の決定

鳥インフルエンザウイルスに対する血清中の抗体検査は、赤血球凝集反応抑制試験等により検出できますが、流行しているウイルスを検査抗原にしなければ正確な判定が困難です。そこで、鶏が鳥インフルエンザに感染しているか否か調べるための検査には、血清亜型に関係なく全亜型のウイルスに対する抗体を検出できる寒天ゲル内沈降反応が用いられています（図46）。



Ag：抗原，PS：陽性血清，1-3：被検血清
被検血清が陽性ならPSとの融合線が観察される

図46 寒天ゲル内沈降反応による鳥インフルエンザウイルス抗体検出

(4) 異常家きん発見時の措置

ポイント ・異常鶏を見つけたら直ちに検査することがその後のまん延防止に重要です。

死亡鶏の増加、産卵率の低下等の臨床症状を示す異常家きんを確認した場合、速やかに最寄りの家畜保健衛生所または獣医師に連絡し、診断を受ける必要があります。診断が遅れると、それだけ汚染が拡大することになり、被害が大きくなってしまいます可能性があります。飼育している鶏が次々に死んだり、羽数が少なくとも通常の死亡の仕方と異なるなど、様子がおかしいと思ったらすぐに診断を受けてください。

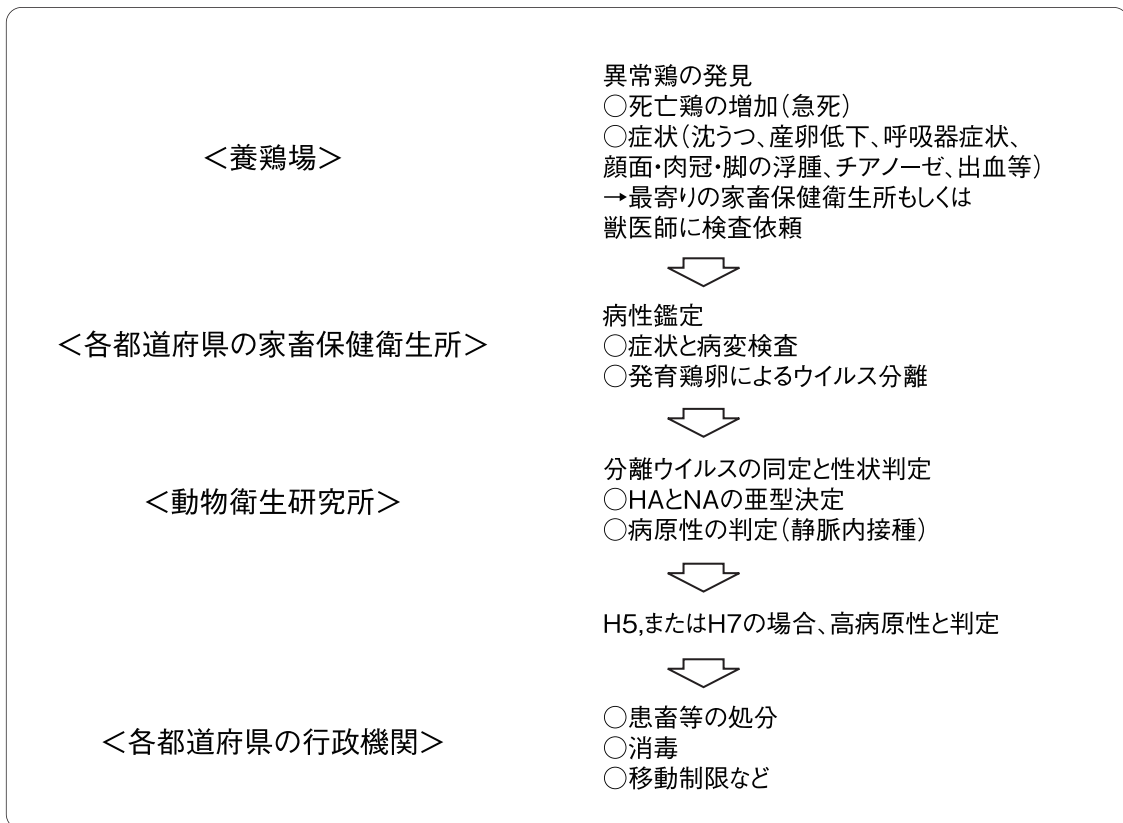


図47 高病原性鳥インフルエンザ診断の流れ

4. 殺処分と移動制限

- ポイント**
- ・農場における殺処分、消毒等の防疫措置を確実に実施することが大切です。
 - ・不活化ワクチンは感染自体を防ぐことはできないため、原則として使用しません。

(1) 概要

農場で発生した場合には、高病原性鳥インフルエンザの防疫措置は農林水産省が示している「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に沿って行われます。

本病であることが確認されますと、発生農場の家きんは全て殺処分され、死体は焼却・埋却または消毒されます。また、農場全体は閉鎖、消毒され、人の出入りも禁止されます。

また、発生農場を中心とした半径5～30kmの区域では、21日間以上、生きた家きん、死体、その生産物と排泄物の移動が原則的に禁止されます。しかし、採卵養鶏場について規定の検査でウイルスの存在が確認されなかった場合は、鶏卵の出荷は認められています。また、区域内の全ての養鶏場について、2回にわたりウイルス感染の有無を家畜防疫員が調べるのが義務付けられています。

最終発生の防疫措置が終了してから、21日間に続発がなければ、基本的には移動禁止は解除されますが、その後も3ヵ月間は区域の監視が継続されます。全ての農場で、清浄確認検査によりウイルス感染が否定された場合に、清浄国に復帰します。

(2) 殺処分の方法

病性鑑定の結果を踏まえ、家畜防疫員は患畜、疑似患畜等を決定し、指針により防疫措置を図ります。家畜防疫員は所有者に協力して、農場での殺処分、消毒等の防疫措置を確実に実施することになっています。不活化ワクチンの使用は、接種により発症は抑えられますが、感染やウイルスの排泄等を防ぐことはできないため、原則として使用しないことになっています。

ア. 殺処分及び死体の処理：患畜等（患畜または疑似患畜）の所有者は、都道府県知事の命令により殺処分を行います。殺処分は、原則として鶏舎内で実施し、脊髄断絶、炭酸ガス等により行います。死体の焼却、埋却または消毒は原則として発生場所に隣接した場所において実施します。焼却場所については、都道府県などの地方自治体や関係機関の協力の下、近隣に設置されている焼却場の利用を検討することになりますが、緊急的な対応として、移動式焼却炉やエアバーナーの活用も有効です。また、埋却場所の選定については、地下水汚染等も考慮しなければならず、公衆衛生部局等と事前に十分協議が必要となります。埋却溝の深さは4～5mとし、家畜死体の上は1mの覆土を行います。



図48 エアバーナー

- イ. 物品の処理：汚染物品は、患畜等と接触したおそれのある物品で、焼却、埋却または消毒を行います。
- ウ. 消毒：患畜等発生農場の管理者は、農場全体、特に鶏舎の床、壁、ケージ、集卵ベルト、下水・排水溝等の設備、器具、衣服、車輛等を十分に消毒します。特に、作業員の退出時の消毒は徹底して実施します。対象物に応じ、付属資料の別表2「主な畜産用殺菌消毒剤」から消毒剤を選定し、適切に行うことが重要です。

(3) 移動の制限等

鳥インフルエンザが発生すると都道府県知事は、移動または搬出を制限する区域を定めます。

ア. 移動制限区域

原則として発生農場を中心とした半径10kmの区域とされますが、半径5～30kmの範囲で定めることができます。期間は、最終発生例の措置完了後21日間以上とされます。区域内には以下の規制が設けられます。

- ・ 生きた家きん、死亡した家きん、器材、飼料、排泄物等の病原体を広げるおそれのある物品の移動が禁止されます。
- ・ 畜産関連車輛を消毒するため、幹線道路等に消毒ポイントが設置されます。
- ・ 移動制限区域内の食鳥処理場、GPセンター、孵卵業務を行う種鶏場等の施設は閉鎖されます。
- ・ 品評会などの家きんを集合させる催し物の開催が停止されます。

イ. 搬出制限区域

原則として、移動制限区域以外の区域で発生農場を中心とした半径30km以内の区域とされます。期間は原則として、防疫措置完了後21日以内とされます。区域内には以下の規制が設けられます。

- ・ 生きた家きん、死亡した家きん、器材、飼料、排泄物等の病原体を広げるおそれのある物品の移動が禁止されます。
- ・ 生きた家きんについては、区域内での移動及び区域外から区域内への移動は可能ですが、食鳥処理の場合を除き、移動先で21日間以上臨床症状等を観察することになっています。
- ・ 畜産関連車輛を消毒するため、幹線道路等に消毒ポイントが設置されます。
- ・ 孵卵業務は搬出制限区域及び搬出制限区域からの種卵を用いた業務に制限されます。
- ・ 品評会などの家きんを集合させる催し物の開催が停止されます。

IV 発生時の防疫措置

- ポイント** ・高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、徹底的な封じ込め対策が実施されます。
- 発生農場：飼養鶏の殺処分、汚染物品等の焼却または埋却、農場消毒等
 - 周辺農場：鶏や鶏卵等の移動制限、清浄性確認検査等

平成17年に茨城県（40農場）、埼玉県（1農場）で、平成18年には宮崎県（3農場）、岡山県（1農場）で発生が確認され、感染の拡大を防ぐため、「家畜伝染病予防法」、「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、次のような防疫措置が実施されました。（写真は宮崎県における防疫作業）

1. 発生農場の措置

(1) 緊急措置

家畜保健衛生所への疑いの届出後、家畜防疫員が直ちに農場に急行し、農場を閉鎖し、飼養鶏の隔離、農場出入りの禁止、消毒等を実施

(2) 殺処分

ア. 対象

患畜及び同居等で疑似患畜と判断される鶏（農場飼養鶏）

なお、茨城県の発生においては、抗体陽性であってもウイルスが分離されない場合、ウインドレス鶏舎等のウイルスが容易に拡散しない鶏舎構造や飼育管理を条件に、直ちに殺処分せず、監視を続行

イ. 方法

鶏を容器に入れ、炭酸ガスを注入し、殺処分を実施（図49、図50）



図49 容器に鶏を収納



図50 炭酸ガスを注入

(3) 焼却または埋却

ア. 対象

殺処分鶏、死亡鶏、汚染物品（鶏卵、排泄物、飼料、敷料等）等の感染を広げるおそれのあるもの

イ. 方法

発生農場内で梱包（感染性廃棄物処理容器、フレコンバック等）し、焼却施設（一般廃棄物焼却施設）、埋却地に搬入し、処理を実施（図51～図54）



図51 梱包（感染性廃棄物容器）



図52 梱包（フレコンバック）



図53 焼却施設に搬出



図54 埋却地

(4) 消毒

逆性石けん液、消石灰等を用い、農場（鶏舎内外）、防疫作業に用いた器具等を消毒（図55、図56）



図55 鶏舎内の清掃・消毒



図56 農場消毒

2. 移動の制限

(1) 移動制限区域の設定

ア. 区域の範囲

発生農場を中心として、茨城県の発生においては半径5km、宮崎県、岡山県の発生においては半径10kmの範囲を指定

イ. 期間

発生農場の防疫措置完了後、21日間以上

ウ. 制限内容

(ア) 家きん及びその死体、家きんの卵、排泄物等、本病の病原体を広げるおそれのあるものの移動制限

(イ) 消毒ポイントの設置

飼料運搬車等を消毒するため、幹線道路等に消毒ポイントの設置

(ウ) 食鳥処理場、GPセンター、ふ化場の閉鎖

エ. 制限の例外

発生状況、清浄性の確認状況、移動先の病原体拡散防止措置等を勘案し、家きん卵の移動（出荷監視検査実施後）、移動制限区域内のGPセンターの再開等

(2) 搬出制限区域の設定

ア. 区域の範囲

発生状況、清浄性の確認状況等から、当初、移動制限区域として設定した範囲のうち、半径5kmから10kmの範囲を指定

イ. 期間

発生農場の防疫措置完了後、21日以内

ウ. 制限内容

(ア) 家きん及びその死体、家きんの卵、排泄物等、本病の病原体を広げるおそれのあるものの搬出制限区域外への移動制限

(イ) 消毒ポイントの設置（図57、図58）

移動制限区域で設置した消毒ポイントの継続

(ウ) 搬出制限区域内及び搬出制限区域外の種卵を用いたふ化場の再開

エ. 制限の例外

搬出制限区域外の食鳥処理場、GPセンターへ直接搬入する家きん、家きんの卵の移動等



図57 消毒ポイント



図58 消毒ポイントでの車輛消毒

3. 清浄性の確認のための検査

(1) 移動制限区域及び搬出制限区域における検査

ア. 第1次清浄性確認検査

(ア) 実施時期

発生農場の防疫措置完了後直ちに実施。なお、宮崎県（3例目）、岡山県の発生においては、家禽疾病小委員会（1月31日）の意見を踏まえ、発生農場の防疫措置と並行して実施

(イ) 検査対象

- ・家きんを1,000羽以上飼養する全ての農場
- ・愛がん鶏（1,000羽以下を含む。）を飼養する10戸

なお、対象とならなかった飼養場所については、聴き取り、または立入検査等で臨床症状に異常が認められないことを確認

(ウ) 検査内容

- ・臨床検査
- ・ウイルス分離検査及び血清抗体検査

イ. 第2次清浄性確認検査

(ア) 実施時期

発生農場の防疫措置完了後、おおむね10日目以降

(イ) 検査対象、検査内容

第1次清浄性確認検査と同じ

(2) 移動制限の解除後の検査

ア. 実施時期

解除後、3ヵ月間

イ. 検査対象

移動制限区域内の家禽を1,000羽以上飼養する全ての農場

ウ. 検査内容

(ア) 死亡羽数等の状況（家畜保健衛生所に報告）

(イ) 立入検査による家きん等の臨床検査及びウイルス分離検査、血清抗体検査

(3) 発生農場の経営再開のための検査

ア. 農場の消毒と防疫対策の再徹底

少なくとも1週間間隔で3回以上反復消毒するとともに、農場における防疫対策（破損箇所^の補修等を含む。）の改善

イ. 鶏舎の床、壁、天井等のウイルス分離検査

ウ. モニター鶏の導入による臨床検査、ウイルス分離検査、血清抗体検査

(付属資料)

別表1 高病原性鳥インフルエンザウイルスに対する消毒薬使用上の留意点

1. 適切な消毒薬を選択する

- ・高病原性鳥インフルエンザウイルスには、逆性石けん製剤、複合製剤、アルデヒド製剤、塩素系製剤、アルコール製剤など、ほとんどの消毒薬が有効である。
- ・消石灰も高病原性鳥インフルエンザウイルスに対して消毒効果がある。
- ・その他の細菌、ウイルス、原虫への消毒効果も期待する場合には、各薬剤の特性を把握した上で使用する薬剤を選択する（特にエンベロープのないウイルス、結核菌、コクシジウムのオーシストに対しては有効な消毒薬が限られているので注意する。）

2. 消毒薬を使用する前に

- ・踏込消毒槽、動力噴霧器などの設備を整える。
- ・添付の使用指示書をよく読む。特に推奨希釈倍率、作業従事者への影響などについて正確な情報を入手する。

3. 消毒薬の使用に際して

- ・有機物の混入は全ての消毒薬の効果を低減させる。消毒薬の使用前に、水洗により有機物を十分洗い落とす。
- ・消毒薬液の温度が低いと効果が下がる薬剤が多い。冬期間は温水を利用するか、通常よりも濃い薬液を準備する。
- ・病原体は瞬間的には消毒されない。薬液への作用時間を十分にとる。

4. 効果的な消毒を継続するために

- ・特に、踏込消毒槽の消毒薬は毎日交換する。
 - ・作業をマニュアル化し、作業を徹底する。
-

別表2 主な畜産用殺菌消毒剤

(平成19年8月現在)

種類	製品名	有効成分	畜産領域の効能効果	製造販売業者
逆性石けん製剤（第四級アンモニウム塩製剤、陽イオン界面活性剤）	アストップ	塩化ジデシルジメチルアンモニウム	畜・鶏舎、畜・鶏体、伝染病発生時の鶏の飲水、搾乳・孵卵器具、乳房・乳頭、種卵卵殻の消毒、畜鶏舎の発泡消毒	科学飼料研究所
	アストップ200	同 上	同 上	同 上
	ロンテクト	同 上	同 上	同 上
	クリアキールドライ	同 上	同 上	田村製菓
	クリアキール50	同 上	同 上	同 上
	クリアキール100	同 上	同 上	同 上
	クリアキール200	同 上	同 上	同 上
	カチオデット DDC-AP	同 上	同 上	同 上
	クリンエール	同 上	畜・鶏舎、搾乳・ふ卵器具、畜・鶏体、乳房・乳頭、種卵卵殻、伝染病発生時の鶏の飲水の消毒	川崎三鷹製菓
	クリンエール・200	同 上	同 上	同 上
	クリンジャーム	同 上	同 上	大葉
	デスマック	同 上	同 上	ヤシマ産業
	パンボックス100	同 上	同 上	フジタ製菓
	パンボックス200	同 上	同 上	同 上
	ベストシール	同 上	同 上	日本全業工業
	メイクリアー100	同 上	同 上	科学飼料研究所
	メイクリアー200	同 上	同 上	同 上
	メイクリアー300	同 上	同 上	同 上
	メイクリアー300	同 上	同 上	明治製菓
	モルホナイド10	同 上	同 上	サンケミファ
	モルホナイド20	同 上	同 上	同 上
	動物用コリノンDDC10	同 上	同 上	住化エッセインス
	動物用コリノンDDC20	同 上	同 上	同 上
	プロケール	塩化ベンザルコニウム	乳頭の消毒	ヤシマ産業
	動物用ベタセプト	同 上	乳房、畜体、畜鶏舎・器材、伝染病発生時の飲水の消毒、種卵・ふ卵機器の洗浄・消毒	日本全業工業
	サニスカット	[トリス(塩化トリメチルアンモニウムメチレン)]-アルキル(C9-15)トルエン	畜・鶏舎、搾乳・ふ卵器具、豚・鶏体、乳房・乳頭、種卵卵殻の消毒	科学飼料研究所
	バコマ	同 上	同 上	同 上
バコマ200	同 上	同 上	同 上	
バコマ300	同 上	同 上	同 上	
バコマL	同 上	同 上	同 上	
エグクリーン	同 上	同 上	田村製菓	
両性石けん	ガードオール	同 上	同 上	同 上
	ガードオール10%	同 上	同 上	同 上
	くみあいクリーン	同 上	同 上	同 上
	キーエリアA	塩酸アルキルポリアミノエチルグリシン	畜・鶏舎、豚体、乳房・乳頭、種卵卵殻、搾乳・ふ卵器具の消毒、踏込消毒槽での消毒	フジミ製菓所
	動物用ネオラック	ポリアルキルポリアミノエチルグリシン塩酸塩	同 上	住化エッセインス
	ザラハイ	同 上	同 上	フジタ製菓
	テレメス	同 上	同 上	同 上
	テレメス20%液	同 上	同 上	同 上
	エイトール	ポリオクチルポリアミノエチルグリシン	同 上	ヤシマ産業
	スイパー	同 上	同 上	コーキン化学
	パステン	ポリアルキルポリアミノエチルグリシン塩酸塩	同 上	養日化学研究所
	パステンCMX	同 上	畜・鶏舎の消毒、踏込消毒槽での消毒	同 上

種類	製品名	有効成分	畜産領域の効能効果	製造販売業者
複合製剤	アリバンド	塩化ベンザルコニウム、アルキルジアミノエチルグリシン	畜・鶏舎、搾乳・ふ卵器具、種卵卵殻の消毒	セラケム
	「北研」ゼット	塩化ベンザルコニウム、ポリアルキルポリアミノエチルグリシン	同 上	東邦化学工業
	「北研」ゼットコンク オーチストン	同 上 オルトジクロロベンゼン、キノメチオネート	同 上 畜・鶏舎・その設備の消毒、畜・鶏舎の踏込槽での消毒、鶏コクシジウムオーシストの殺滅、ハエ幼虫（ウジ）の駆除	同 上 科学飼料研究所
	ゼクトン コックトーン	同 上 オルトジクロロベンゼン、クレゾール	同 上 畜・鶏舎、踏込槽の消毒、鶏コクシジウムオーシストの殺滅、ハエ幼虫（ウジ）の駆除	ヤシマ産業 ライフテック・ア ニマルヘルス
	動物用タナベゾール ネオクレハゾール 動物用フマゾール トライキル	同 上 同 上 同 上 オルトジクロロベンゼン、塩化ジデシルジメチルアンモニウム、クロルクレゾール	同 上 同 上 同 上 畜・鶏舎の消毒、踏込槽での消毒、鶏コクシジウムオーシストの殺滅、牛コクシジウムオーシストの殺滅	大阪化成 明治薬品工業 フマキラー 田村製薬
	ヤシマゾール	オルトジクロロベンゼン、クレゾール、クロルフェニルフェノール	畜・鶏舎の消毒、鶏コクシジウムオーシストの消毒、ハエ幼虫（ウジ）の駆除	ヤシマ産業
	C. P. P.	オルトジクロロベンゼン、クレゾール、クロルオルトフェニルフェノール	畜・鶏舎の消毒、鶏コクシジウムオーシストの殺滅、ハエ幼虫（ウジ）の駆除、踏込槽での消毒	養日化学研究所
	ペルバン	ポリオクチルポリアミノエチルグリシン、ポリオキシエチレンアルキルフェニルエーテル	畜・鶏舎、搾乳・ふ卵器具、乳房・乳頭、種卵卵殻、豚体の消毒、踏込消毒槽での消毒	ニッチク薬品工業
	ワンシヨット	同 上	同 上	ライフテック・ア ニマルヘルス
	パステンコンツ	ポリアルキルポリアミノエチルグリシン塩酸塩、ポリオキシエチレンアルキルフェニルエーテル	同 上	養日化学研究所
	アルデヒド製剤	エクスカット25%-SFL	グルタルアルデヒド	畜・鶏舎及びその設備、種卵、養鶏用器具器材の消毒
グルタクリン		同 上	同 上	ヤシマ産業
グルター-L		同 上	同 上	同 上
グルター-Z		同 上	同 上	同 上
ヘルミン25		同 上	同 上	サンケミファ
ハロゲン塩製剤（塩素系）	クレンテ	ジクロルイソシアヌル酸ナトリウム	畜・鶏舎・その設備、畜・鶏体、豚・鶏（産卵鶏を除く）の飲水の消毒、少量散布機を用いた高濃度少量散布による空鶏舎の消毒	日産化学工業
	スミクロール アンテックビルコンS	同 上 ベルオキソ-硫酸水素カリウム、塩化ナトリウム	同 上 畜・鶏舎、搾乳・ふ卵器具の消毒	住化エビ・ロイニス バイエルメディカル
ハロゲン塩製剤（ヨウ素系）	クリンナップA	ノノキシノール・ヨード	畜・鶏舎、搾乳・ふ卵器具、乳房・乳頭、種卵卵殻の消毒	セラケム
	ファインホール クリーンリー	同 上 同 上	同 上 同 上	共立製薬 伊勢化学工業
	ヨードホール水溶散「タナベ」	ヨードホール	畜・鶏舎等、畜・鶏体、乳房・乳頭の殺菌・消毒	日本天然瓦斯興業
	バイオシッド30	複合ヨードホール	同 上	ファイザー
	リンドレス	同 上	同 上	同 上
	ポリアップ16	ヨウ素グリシン複合液体	畜・鶏舎、器具等、畜・鶏体、種卵の卵殻、乳房・乳頭、豚・鶏の飲水の消毒	協和醗酵工業

資料：農林水産省動物医薬品検査所ホームページから作成

(注) 殺菌消毒剤には、使用後出荷できない「使用禁止期間」と「休薬期間」が定められているものがありますので、使用に当たっては家畜保健衛生所にご相談ください。

執筆者一覧
(五十音順)

- 岡田ひろみ 岡山県高梁家畜保健衛生所
- 神田 謙一 住田フーズ株式会社
- 久保田和弘 宮崎県延岡家畜保健衛生所
- 栗山 伸人 茨城県県北家畜保健衛生所
- 合田 光昭 J A あいち経済連農畜産物衛生研究所
- 迫田 義博 (座長) 北海道大学大学院獣医学研究科
- 真瀬 昌司 動物衛生研究所人獣感染症研究チーム
- 水村 芳弘 株式会社アキタ
- 米田久美子 財団法人自然環境研究センター

社団法人全国家畜産物衛生指導協会

〒113-0034 東京都文京区湯島 3-20-9 緬羊会館内
TEL 03 (3833) 3861 FAX 03 (3833) 3864